

運命の別れ道、自ら選択した先に

知らされ、留置場の中で「人を殺してしまった」と凍りつきました。

2週間の抑留期間が終わり、保釈されたその足で被害者の家に謝罪に行きました。被害者の両親の怒りは想像を絶するもので、子供のために生きていた叫びは、この身を突き破るものでした。当日被害者が着ていた、血で染まり、破れてボロボロになった学生服を叩きつけられ「子供を返せ」と罵られても答えることができず、ただ涙が流れるばかりでした。

翌日から謝罪のため、自転車で片道40分ほど掛けて判決日の前日まで毎日通いました。被害者の家に着くと、玄関脇の庭の片隅で正座し、仏壇があるであろう方向に向かって経本を片手に30分ほど読経して帰るのです。私が通ったのは百日を超えました。妻と母は事故直後から毎日通っておりましたが、母は心労からか6月に入院し、7月には妻も体調を崩してしまいました。

9月に下された判決は、危険運転致死罪及び道路交通法違反で、求刑6年のところ懲役4年でした。損害賠償の民事裁判は、翌年5月で和解となり、被害者遺族へは自賠責より3千万円、上乗せ保険より6千640万円が支払われましたが、人の命とは決して釣り合うものではありません。

市原刑務所での受刑生活も残すところ8カ月になりました。被害者遺族の心情を考えると、満期で出所することが今の私にできる唯一の償い

です。出所してからの償いは、残りの受刑生活の中で様々な指導を受け、被害者遺族にとっても最善の方法を考える所存です。

私が被害者の命を奪ったばかりに、被害者や私を取り巻く大勢の人達に一生消すことのできない傷を負わせ、多大な迷惑を掛けてしまいました。私の本当の償いは、出所して普通の生活に戻ってから始まります。

飲酒運転や轢き逃げなどがますます厳罰化されている中で、被害者遺族が悲痛な声を上げ、私達受刑者がどんなに後悔の言葉を並べても、聞こうとせず同じような過ちを犯す人が後を絶たないことは、いつまでも以前の自分を見ているようでとても辛いです。 M.M 団体職員(47歳)

(財)東京交通安全協会提供
贖いの日々

—交通事故はもうたくさん—より

わたしたちの生活に欠かせない「車」という道具。しかし、「車」はときに大切なものを奪う凶器にもなります。わたしたちの住む地域から悲劇をつつも減らすため、何ができるのか考えてみましょう。

平成17年4月、午後8時過ぎ、自ら主催した関係職員との宴席も無事終了し、全員をタクシーで送り出した後、私もタクシーで帰宅しました。

家の前でタクシーを降りたのですが、明日の早朝出勤のことを考え、出掛けるときに自宅近くの事務所に停めてあった車を取りに行きました。宴席では日本酒二合、生ビール中ジョッキ二杯ほど飲んでいたのですが、まだ大丈夫、家までは5分ほどなのだからと自分勝手に考え、車を運転してしまいました。

家に近付くと、今度は竣工検査を一週間後に控えた能力増強増築工事の進捗状況が心配になりました。酒を飲んでいることも忘れて、家の前を通り過ぎ工事現場へとハンドルを切りました。5分ほど車を進めると、飲酒と連日の残業の影響が眠気を強く感じ「コトン」という音で次第に意識が戻ってきました。「え、今の音は」「何か当たったのか」など考え出すと心の中に黒い影が広がり、何故か恐ろしくなって音がした場所へ戻れず、そこから逃げるように近くの警察署へ車を走らせました。警察署に着くと既に救急車が^は出動していて、高校3年生の男子を^は撥ね重傷だと聞かされ、その場で現行犯逮捕されました。その後の現場検証で、速度も40キロ制限の県道を60キロで走行していたことがわかりました。

私が^は撥ねた被害者は、私の次男の中学時代の野球部の後輩で、当日も野球の練習を終え、後輩と一緒に自転車で帰宅中とのことでした。次男の中学時代は練習試合には墨審として参加し、被害者の両親とは共に父母の会で活動していました。

逮捕されたその夜、午前3時頃、急性硬膜下血腫により亡くなったと

加害者にならないようにしない・させない環境づくり

大津警察署管内で平成21年に起きた交通事故は943件。そのうち飲酒運転による人身事故は10件も発生しています。

わたしたちは「飲酒運転は大きな罪」であることを自覚し、加害者にならないための行動をしていかなければなりません。

ほんの少しの心がけで飲酒運転をしない工夫はできるんです。まずお酒を飲む前に、「もし飲酒運転をすると自分や周りの人はどうなるのか」を考えてみましょう。家族のこと、相手のこと、自分に関係する人たちの人生を考えれば、心の中にブレーキがかかるはずで、最初から車を持ち込まないこと、車に乗ることができる状況をつくらないことです。家族に迎えを頼んだり、公共交通機関を利用したりして、飲酒運転ができない状況をつくりましょう。

また、運転をする人にお酒を勧めないなど、飲酒運転をしない、させない環境づくりが必要です。お互いが相手を本心に思いやるのが、相手の人生を救うことになります。

お酒が残って、次の日の朝に飲酒運転で検挙されることも少なくありません。体調などによって個人差はありますが、お酒の量と飲んだ時間が問題で



大津警察署 交通課
いい 井 数俊 係長

す。自分の適量を知り、コントロールできるように普段からの自己管理も必要です。

お酒を飲まないでくださいとは言いません。お酒は自制心を低下させ、判断力を鈍らせます。お酒を飲む前は、車に乗らないと思っ^ていても、「少しだから大丈夫だろう」と気持ちが大きくなって飲酒運転につながってしまうのです。お酒のメリット・デメリットを理解して上手に付き合^いましょう。

平成18年、福岡県の海の中道大橋で起きた飲酒運転事故を契機に懲役刑や罰金刑などの罰則や社会の目が厳しくなりました。しかしあれから4年たつて、取り締まりが強化されても依然として飲酒運転は根強く発生しています。事件に対する憤りや悲しみを風化させないためにも、多くの人が飲酒運転の撲滅について考えて欲しいと思います。

取材を終えて――

地域の安全安心のために、ボランティアで防犯活動に取り組んでいる人たちがいます。一方で、ささいな気のゆるみから飲酒運転をし、悲惨な事故を起こしてしまう人たちがいます。わたしたちはどちらの立場にもなりえません。地域の人々の生命・財産の守り手となることもできれば、簡単に他人の命を奪い、被害者だけでなく自分の人生まで破滅させることもできるのです。どちらの道を選ぶかは、わたしたち自身にゆだねられています。

「平成22年全国地域安全運動」が10月11日から20日までの10日間実施されます。普段、地域の活動に関わっていない人もこの機会に地域の安全について考えてみませんか？

これから年末年始にかけては、お酒を飲む機会が多くなります。つい飲酒後に車を運転したくなることや、翌日に二日酔い状態のまま車で出勤してしまおうと思うことがあるかもしれせん。しかし、その行為は非常に危険です。「飲酒運転は絶対ダメ!」と自分と周囲に言い聞かせて、悲惨な事故の防止を心がけましょう。

「取り返しがつかない大切なもの」それはわたしたち自身の人生であり、その周囲にいるみんなの人生です。かけがえのない人生を守り、みんなで悲劇をなくす努力をしていきましょう。

第二章 なくす――